

【教育部】

議案第 55 号 令和 7 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

【学校教育課】

Q 52 ページ、3 の放課後児童クラブ運営事業についてお伺いします。事業内容のところで 8 施設、計 203 人というふうになっておりまして、実際には、この上の概要のところで、7 施設ということになっていると思うんですが、これについては、修善寺中学校の給食棟を改修してそこでも始めたということで、8 施設ということでしょうか。それと右の特定財源のところですか。県支出金・国庫支出金があってその下に、負担金として 1,021 万円が計上されているのですが、これは保護者の負担金かどうか。この 2 点について伺います。

A まず 1 点目です。7 小学校区と 8 施設のの違いですけども、概要は 7 小学校区という形になっております。なので、修善寺南小が二つ、放課後児童クラブがありますので、そのために、8 施設 7 小学校区という数になります。負担金につきましてはお見込みのとおりで保護者の負担金です。

Q 修善寺中学校の場に移ったから二つってということなんですか。

A 「あゆっこ」というあゆのさとの放課後児童クラブと「こひつじ園」、修善寺南小学校にあったものがありましたので二つです。その「こひつじ園」が今回は修善寺中学校へ移ったという形になります。

Q 124 ページ、教育委員会の開催された中身がありますけども、事業内容のこういふことを審議したという中の(2)伊豆市図書館再編について論議したと。報告ができるのであれば報告してくれますか。

A 教育委員会の中で図書館の再編ということを審議したといいますか、どのように進めていくべきかということをお皆さんに考えていただいたということで、図書館も今、旧 4 町に 4 施設、ありまして、なかなかやっぱり利用率ですとか、あと人件費の問題ですとか、そういうものが課題になってきましたので、今後どのような運営の仕方が一番理想的なのか、また市の財政的にも負担がなく、今後市民の皆様が利用し続ける図書館になれるのかというところを、スタートを切ったということで、内容につきましては、今後図書館の運営協議会とか、そういうところで詰めていくというところで、とりあえず 9 年度から具体的に何が出来るかということをお現在考えているところです。

Q 説明資料の 127 ページ、GIGA スクール推進事業のことについて、お尋ねいたします。

新しいパソコンを購入したということで 7,000 万円ほど使ったというふうに書いてあるんですけど、古いパソコンの処理費というのはこの 7,000 万のうちの中に入っているの
かっていうことと、以前にも確認したんですけど、クラウドにデータを保存しているので、ハードを変えても、過去に作成したものについては、引っ張れるというふうに聞いてるんですけど、そこももう一度確認させてください。

A まずは処分費がこの中に含まれているかということでございますが、これの中に処分
費自体がそもそもかかってません。というのも県の処分の制度にのっからせていただいて、処分までさせていただきましたので、処分費はこれについては実質かかっていない
状況です。データの移行については専門の業者さんにそれでやっていただいているもの
ですから、その辺の心配もないと考えております。クラウドのデータ自体は、基本現状
も残っていて、それは引き継がれるという形になりますので、現在も使われているとい
う認識でおります。

Q 議会のほうにもこういうタブレットがあって、ここにメモしたりするんですけど、
これを例えば返して新しくなったときに、そのメモが過去に遡って見れるのかなって
いうのがちょっと分からないものですから。ちょっとクラウドの説明をもうちょっと詳
しくしていただけますか。

A 今のご質問ですけれども、基本的に学校で使うちゃんとしたデータについては、しっ
かりとデータ移行という形で引継ぎをしますけれども、個人が残しておいたメモとかそ
ういうデスクトップ上でやっているような操作のものは、ちゃんと消去して廃棄をして
ますので、その違いをちゃんとつけた上で整理しています。

Q そうすると過去に勉強した自分のものが消えてしまうっていいんですか。
紙ベースであれば、例えば何年生のものって残っていると思うんですけど。タブレット
自体を変えてしまうってことになると、メモしたものは残らないっていいん
ですか。

A クラウドの関係でお話をさせていただきますと、基本クラウド内にしても、保存をす
るという形になると思います。保存をした場所がクラウドの上、例えば、アイクラウド
(iCloud) とかそういったところに保存されたものについては、パソコンが変わったと
しても、アカウントと ID とパスワードを入れて入ってもらえれば、クラウドのものを引
っぱり出すことができると思います。ただ、そのパソコンとかそういったタブレットの
中で保存したものでメモとして残したものについてはクラウドとしては保存されてませ

るので、それについては消されてしまうという認識です。理屈上クラウドに保存されていけば、それは引っ張ってくることは可能だと考えています。

Q そうするとその辺を丁寧に説明しないと、要するにタブレットに保存してあるものだと思って新しいPCになりました。なったときに見れないってことになるので。その辺は指導をしっかりとやってるってことでいいですか。

A 必要なものについては子どもたちも保存をしているという形で考えています。なので、メモで大切なものが削除されてしまっているってことはないと考えています。

Q 決算成果説明資料の52ページになります。先ほどと同じように、放課後児童クラブの運営に対しまして、1億82万円と大きいお金で皆さんを助けているということは分かりますし、子どもたちのために、いろいろな企画をしたり、職員の方も配慮したりしているということは分かるんですけど、やはり何かこの頃子どもたちも変わってくるし、親たちも変わってきて、働いてる方たちのケアも必要ではないかと思うんですけど、こちらには研修とかそういうのはなくて、やはり各施設で別々にやっているの、なかなか難しいとは思いますが、そこら辺の見直しとかはなかったのでしょうか。

A はい、主催して研修という形では、なかなか市としての主導ということは難しいんですが、県として、オンライン的な研修を受けていただくことはしています。あとは各クラブのほうから何人か来ていただいて、意見交換会みたいなものはさせていただいております。その中で何か課題とかそういったものがあれば、その中で共有や、こういうふうにしましょうかという話はさせていただいてます。

Q 分かりました。意見交換とかそういうのはやっているということは分かってこれからもやっていくと思うんですけど、なかなか今子どもたちが変わってきているし、保育士さんとか、手伝っている方たちもなかなかすごい大変だと。伊豆市でもメンタル面でもいろいろ考えているので、やはりこれからもそういう面も考えていただきたいなと思って質問しました。以上です。

A 126ページ、その他事務事業の中の1番下の事業の成果の中に、いわゆる部活動の指導員が、外部コーチとか、専門的に子供たちの部活を面倒みるような体制に伊豆市もなっているんですが、子どもたちが、日曜日とか土曜日とか、ほかの会場に出向いていくときに、この部活動指導員が、指導は当然でしょうけれども、引率等をやることによって、結果として、教職員の負担軽減につなげることができたっていう文章なんですけども、7年度と6年度を比べて、どのぐらいの負担が軽減されたということで、教育委員会はつかんでいますか。

A 申し訳ございません。数値的なものは、つかんではおりません。業務として、部活動中に部活動指導員の方に、指導をしていただいている時間が増えているという認識の中で、こちらのほうは書いているところです。数値に関しては、今後整理をするということも可能かと思いますが、なかなか先生方も部活動に参加していたり、あとは業務をしていたり、その辺がまちまちなところもありますので、なかなか数字を得るのは難しいかなと認識しています。

Q 私ごとですが、中学校で、ここまで僕はやろうとする意欲っていうか、子どもたちを中学校から出ていって引率するっていう責任が持てないもので、私は実際にやってないんですよ。そうすると、ほかの何人かの外部指導員の方がほかの種目でいらっしゃって、何となく僕も具体的に聞いてないけども、外に連れていくんですよ。そのときには先生は必要がないわけだ。そういう契約を学校長と指導員がやってるから、そのところをちゃんとつかんでおかないと。確かに課長が言われたように、全部が全部、指導員に任せて私は一切その部活動に参加しないよということじゃないと思うので、その辺りはちゃんとつかんでおかないと。教職員の負担軽減につなげることで、先生はとにかく忙しいから。見ているとよく分かる。だから、この総括はそれ以上聞かないけど、調べてないですから。何となく、負担軽減になったのかなっていう印象を受けたんですけどいかがですか。

A お答えします。部活動指導員については、例えば陸上部ですと、県大会に出場する生徒が草薙のほうに行き、県大会に行かない生徒は学校で練習をするという場面があります。そういったときに部活動指導員等と顧問が分担をして、県大会のほうに連れていく、それから学校のほうで練習を見るというような形の分担が可能になっています。また、顧問が、自分が経験した部活動でないものもありますので、技術指導等を部活動指導員のほうに行っていただいて、引率業務については、顧問のほうが行うという形で、負担軽減にもつながっているというところがあります。参考にはなりますけれどもそのような形で運用をしております。

Q 1番気になっているのは、先生が放課後に部活動に参加するとなると、その時間が、本来はどういう形になってくるのだろう。先生はどうぞ、自分の授業の準備とかに回してくださいっていうことになると、負担軽減につながるんだけど、今、統括監が言われた、県大会に指導員が来ました。そのところはもうちょっと丁寧にどれだけ忙しいのかということをつかみながら、やっていただければなと思っているもので、ちょっと総括的には、なるほどっていう感じは受けないんですよ。今後のことだが、こ

れ以上言たってね、実際につかんでないのに掴めと言たって無理でしょうから、提案をして質問を終わります。

Q 137 ページ、中学校教育振興事務事業のところで令和 7 年度の決算ですね。総括って
いうか、どうだったのか確認させてください。エリア定期券です。7 年度から通学補助
金としてエリア定期券が交付されました。ここにも事業の内容というか、成果のところ
にも書いてくれてあるんですけど、もう少し 1 年間やってみてエリア定期券を交付した
ことによって、どういう効果があったとか、あるいは実態としてどういう使われ方をさ
れたっていうことを、把握しているとか、もうちょっと具体的な成果というか、総括を
いただけるとありがたいんですけれど。

A 毎学期ごとアンケートをとっております。その中で、大体通学での利用については
78%ということで、徒歩通学の方もいらっしゃいますので、そういったところから考え
ると、かなり利用されているのかなと考えております。乗降調査の令和 6 年と令和 7 年
度の比較においても、中学校については、以前は令和 6 年度については 50%に満たない
状態でしたけれども、これが令和 7 年度については人数が増えたこともあります、大
体 70%~80%乗れているってような格好になってますので、明らかにそこについて
は変化が出ているのかなと分析しています。あとはそのほか、通学以外の利用というの
が急に減るのではないかなとも思ったんですが、そこについては大体 60%弱の方が、何
かしらの形で利用されています。これについては習い事とかと部活で他校へ行くことっ
ていうのもありますし、あとは友人との交流でどこかに出かけていく、そういったとき
にも、このエリア定期券を使っていたらいいところがあるところ、アンケートの中で
出ております。例えば三島・沼津まで出かけていくのに、修善寺駅までは、このバスを
使わせてもらったとか、そういう友人たちでやっているという交流も出てますので、か
なりいろいろな利用用途で利用ができていますのかなと考えてます。なので、これまで保
護者の送迎が中心だったところはあるんですが、行動範囲というのが確実に広がってお
ります。あとは例えば終点までちょっと行ってみようみたいな形の好奇心も生まれてき
ているところを考えると、行動範囲が確実に広がっていて、乗り物に乗るマナー
なんかもよくなってきたり、そういうものを学ぶ機会にもなっているのではないかなと
考えてます。

Q 今、エリア定期券のことが出たので、近いところで通学補助なんですけれども、説明
資料の 134 ページと 137 ページになります。小学校の対象人数が、通学補助が 305 人ぐ
らいあって、中学校のほうは、通学補助が 449 人になってますが、そのうちバス停等ま

で、500メートル以上の場合の加算があると思うんです。こちらの対象人数と加算の総額とか、必要性とかその辺も教えていただきたいと思っています。実際の送迎負担をどのように検証しているのかということと、保護者の方から、あまり実情に合っていないようなお話を聞いたことがあるので、気になって。教えてください。

A 例えば小学校で言いますと、268人の定期券の交付に対して、補助金の交付は111人になっています。定期券の交付が1,500万円に対して79万4,000円支出はしているような状況ではあるのですが、保護者の反応というところまでは、すみません、拾えていない状況です。基本的にエリア定期券のところのアンケートはしておりますけれども、それ以外のところについては拾えてない部分がありますのでそこについて今後考えていきたいと思います。

Q 多分、これ、ここ二、三年じゃなくて多分何か理由があって始めたと思うんですけれども、その辺の検証は今までもされてないということでしょうか。7年度も、例えば保護者からとか、そういうところの御意見とかはなかったということでしょうか。

A はい。特に御意見等はいただいておりますませんでした。なのでちょっとそういったところは少しこちらとすると丁寧にしていかなければならない部分はあるかなと感じております。

Q 成果説明資料136ページ、伊豆中学校整備事業ということで、令和7年4月に伊豆中学校が開校して、1年たったところで、現場の声として教育環境とか、地域との交流、これで全て満足しているのか、それとも現場からここはこういうふうにしてほしいとか、改善してほしいとかっていうような声があったら、教えてください。

A 中学校の教員の声からの回答になりますけれども、働いている教職員については、満足度が非常に高いです。昨年度開校記念イベントをかなりの数行って地域とのつながりも増えています。反面多くの依頼を受けたり調整して視察も多かったりとか、負担はあったようなので、その辺りは今年度調整していかなければいけないのかなという思いも持っているところです。

Q 軽微なものでも、例えばこういうふうに改善してほしいなんていうことは何もなかったですかそういう声は。

A 今のところ大きな依頼は受けてないので、今後学校と丁寧に話をしながら、依頼があったら回答していくような形で考えています。

Q 136ページの空調の移設工事なんですけれども、たしかこの間、どなたかが質問されているかなと思うんですけれども、移設した場合の、例えば新規購入に比した経済性って

いうのは、どのように考えているのか、教えていただければと思います。考えていると
いうか、7年度移設工事して、新規購入に比べて効果があったのかってことです。

A 以前にプレスリリースでも出させていただいたんですけれども、この空調の移設によ
って、新規でつける金額との対比というところで、約 3,000 万弱、実際には 2,700 万ぐ
らいだと思うんですけど、そのぐらいの負担軽減になったということを確認のうえプレ
スリリースさせていただきました。

Q 52 ページの放課後児童クラブですけれども、ちょっとまず総論で確認させてください。
この文書を見ていると、私の目から見れば福祉部局の文書みたいで、教育部局がやって
るような成果表にうつらなかったんですね。ということは、7年度の県下全体でもいい
んですけれども、教育部局がやっているのと。福祉部局でやっている学童保育のパーセ
ンテージみたいな、統計は把握してますか。なければいい結構ですよ。

A 学童保育自体が教育部で全てやってますので、分かっております。

Q 他の市町村がどこの部局がやってるか。把握してないということですね。これを教育
部がやるとなると、これは幼児教育とか学校教育の連携の中で、この学童保育も、私な
らば位置づけるかなと思ったんですが、何か教育部局がやってることによって、学童の
特色みたいなことは、7年度はあったんでしょうか。

A 探究学習ということで、タブレットを放課後児童クラブへ持ち込んで、いろんなプロ
グラミングだとか、そういったものをイベント的にちょっとやらせていただいて、タブ
レットが、小学校で使えるような学校の ICT 機器が使えるような環境を整えているって
いう格好ができています。

Q ちょっと細かくて申し訳ないですが、学校教育ですと指導要領とかそういうものがあ
るんですが、伊豆市として学童保育は何となくこれは共通でやってくださいとか、何か
そういう要綱は、あったんです。

A 基本的には各委託業務をお願いしている団体の指導の考え方に基づいてやっていただ
いてます。その中で、ICT の関係については教育委員会のほうから伺って、ちょっと定
期的にやらせてもらっているという形をとっています。

Q そうしますと統一のものがなくて各事業者任せとなると、その質、管理運営状況と
か、実際の子供に接してる状態とか、放課後児童クラブの評価みたいなことは、どのよ
うに7年度把握したんでしょうか。

A 委託業務という形でやっておりますので、最終的には報告書という形で書類としては
上がってきます。もう1点は、任せっきりでなくて逐次、職員のほうが、放課後児童

クラブのほうを伺っております。そのときに、子どもたちと接する様子などを直接見聞きしているところです。

Q 質の担保の関係で、国が奨励している学童保育の第三者評価というのがあるのですが、そういうものを7年度に検討したことあるいは事業者からこういうのをやりたいよということの申出はなかったんでしょうか。

A 現状そういったお話はございませんでした。

Q あわせて、いわゆる虐待とか苦情とか、いろいろこの分野にも、全国的には存在していると聞くんですが、伊豆市でそういった案件は、行政当局はつかんではないんでしょうか。

A 何かありましたら御報告をっていうことは随時言っておりますので、令和7年度そういう事案はなかったと認識しています。

Q 52 ページです。放課後児童クラブのことについてですけれども、南小学校の児童が放課後児童クラブに行かれる場合、「あゆっこ」と「こひつじ」があったわけですね。今度旧修善寺中学校の給食棟に移られて、そして、今までの「こひつじ」の場合よりも、定員が少し増えたわけですね。「こひつじ」のときには待機児童がいたこともあるんですよね。今度、定員が増えまして、十分人数的には大丈夫だと思うんですけれども、「あゆっこ」に行っている児童をそちらのほうに行かずに、「こひつじ」の子たちと一緒にというようなことは、人数的には無理なんでしょうか。

A こひつじ園自体が令和7年度に始めた当初は10人くらい待機児童がいるような状況でした。なので、一応20人定員を増やして給食棟のほうについては解消しておりますが、その余力は20人程度という形で考えております。そうしたときに、ここができたからすぐにそちらへ移すっていうことにしてしまった場合、またそこで待機児童が発生するおそれは、なきにしもあらずということがありますので、その件についてはもう少し状況を見てから考えていくべきだなと考えておるところでございますので、現状は、「あゆっこ」と「こひつじ」で実施をさせていただきました。

Q ちなみに、「あゆっこ」の場合は、定員10人ですね。今のところ、余力は多くはないですね、これからどうなるか分からないということですが。分かりました。

A 125 ページの学びの探究向上事業の中にプログラミング教室、ですとか ICT 学習支援だとか、文言があるんですけど、令和7年度の決算の中で、AI とかロボットとかっていう GIGA スクールの方かもしれないんですけど、それは触れられているのでしょうか、事業として。

A まだそこについては触れてはいない状況です。

Q どんどん進んでるものですから、その辺を入れたのかなと思って質問をさせていただきました。それで、また、ちょっと決算とは違くなってしまいうんですけど、いろんな、AI にしてもロボットにしてもいろんな危険な要素っていいですか、学校で触れてはいけないようなところもあると思うんですけども、そういった規制とか、これから進める上で、どんなことを注意しながら、AI やロボットの研究に進んでいくのかなと。ちょっとずれますけど申し訳ないです。

A 生成 AI については教職員のほうは、授業の教材づくりですとか、校務分掌の中で使うことはあります。ただ、児童生徒については制限を加えているところです。今後、状況を見ながら、生成 AI の活用については進めていきたいと思っています。

Q どこに入っているか分からないので聞きますけど、通学路の点検のことです。教育委員会の方なのか、学校評議員さんとかの方でつけてるのか分からないので聞きますけれども、7年度で通学路の点検プログラムとか、通学路って言っても、バス停までの通学する区間とかに若干問題があるところもあるというふうに聞いてたので、7年度は通学路についての点検、それから実際に対応した事例とかあったら確認させてください。

A まず通学路の安全点検という面で、その部分だけお話しします。学校の中のことはまた指導主事か統括監のほうからお話いただくんですけども、7年度ですと、南小の前の交差点が変わったことによる、事前の打合せとかは建設部がメインになって、通学路の点検については、関係各所にお声がけいただいて、学校単位で課題を洗い出していくというような作業を行ってます。学校内では、交通安全を語る会か何かそういう地域の方と語る会のようなものを設けてるところっていうお話を聞いたことあるんですけど、内容については統括監の方からお答えいただければと思います。建設部が主導している交通安全の通学路の安全点検については、そのようなことを各学校単位で行っているということをお答えさせていただきます。

A 先ほどありました、交通安全を語る会というのは小学校の6年生、交通安全リーダーを中心として6月に行われる行事です。各6年生がそれぞれの地区に分かれて、そこでPTAですとか、地域の方、警察なんかも交えてそれぞれの通学する際に危険な箇所などを洗い出して共有して気をつけようねっていうような会を行ってますので、そこでも確認はできるかなと思ってます。

Q 通学の関係で、いろんな声があるということですけど、通学路が、中伊豆の場合、中伊豆小学校へ関野のあたりから行くと。通学路が草ぼうぼうなんですね。そんなところ

の父母等から、もっと環境整備をしろとかそんな声が上がらなかったんでしょうか。

A 特にそういったお話が教育委員会のほうへ届いていることはありません。

Q 絡むぐらい草ぼうぼうだと思うんですが、どこかの声がないとなかなかそこは改善されないのかなと思ったんですけれども。道路というと一般的には建設部の方に行っちゃうんでしょうけれども。はい、ありがとうございます。

Q 同じく通学路、同じ場所なんですけれども、よく学校側と民生委員さんとかと話し合う場があるそうなんです。それで通学路に木が覆って、子どもが危ないよってという意見が、民生委員さんとか地域の方から出されて、それを何とかしてあげてほしいみたいな声があるそうなんですけれども、やっぱり学校とするとそれは民地だからできませんということでそこで話が終わっちゃうみたいなんです。その辺、今の話だと上がってこないってことですから、やらないってことになっているのか、民生委員さんたちは自分たちで切っちゃうかなんて言ってるんですけれども、子どもの安全ということで、そういう声を拾ってあげる。学校で止めちゃうんじゃなくて、別のところから回せばいいのか、どうしたらいいのかなんていう声をちょっと聞いたものですから、その辺の対応いかがでしょうか。

Q そういった情報を、他部署に関わるような情報は、7年度に他部署に提供しなかったんですか。もう自分でとめてしまっておしまいになるんですか。

A 通学路ですので、縦割り行政と言われるんですけども、私どもも道路上とかそういうところのものはやはり所管部署にお願いするしかないので、そういう声があれば当然建設部のほうには情報のほうを出させていただいています。先ほどの通学路の安全点検とかもあがってきますので、そういうものは市として公共事業でやるべきものは当然、道路直したり、歩道を直したりっていうのは、市役所でやるんですけども。あとやはり民地のものをどうにかしてもらいたいっていうのは、担当部署のほうで、民地の方に何とか対処していただくしかないというふうに考えておりますので、当然得られた情報については、他部署とは協議はしております。

Q 決算概要報告書 71 ページ、令和7年度の伊豆市内在籍生徒児童数がありますが、改めて、今、修善寺地区の小学校の再編が検討されておりますけれども、市内全域、例えば、土肥小中一貫校は合わせて100人に満たないんですけれども、在籍生徒数を見て、教育部長でも教育長でもいいんですが、どのように、将来的に決算ですけど、7年度末のこの生徒数を見て、どのように捉えられているかお聞きしたいです。

A 子どもたちが、それぞれの学校では減少傾向にあることは十分承知しております。し

かしながらやはり地域性もあったり、通学とか、子どもたちの教育環境を整えるという意味で、どういう形がいいのか、そこについては今後、人口やこの場所の状況を見ながら検討していくわけですが、今オンラインとかはかなりありますので、小規模校についてはオンラインを使ったり、または修善寺の3校合同の修学旅行、課外活動をやっていますので、そういったもので、子どもたちの選択肢とか必要性のようなものにどんな工夫ができるかということは考えているところです。

Q 2点お願いいたします。先ほどの126ページ、木村議員の質問のところの続きなんですけれども、部活動指導員、どのような部活に何人ぐらいの指導員が携わっているのか、それと、支援員と書いてあるところには報酬が載っているんですけれども、この指導員っていうのには報酬はつかないのか。これが1点です。それと128ページで、児童待合所支援員、262万ですか、これはどこの学校でどのような業務を行っているのか教えてください。そして同じくその他のところで、中伊豆小学校耐力度調査、308万、これはどのような調査で結果どうだったかっていうことを教えていただきたいと思います。

A まず、部活動指導員の関係から御説明をさせていただきたいと思います。伊豆中学校と土肥小中一貫校に分かれておりまして部活を指導しています。例えば野球部であったり、サッカー部であったり、バレー部であったりといった形になります。人数は11人です。報酬はあります。この方たちは、外部コーチとは違いますので、会計年度任用職員として、市として雇っている皆さんが、この部活動指導員という立場の方になります。続いての御質問で、小学校一般事務事業の児童待合所支援員の関係ですが、こちらについては、各小学校に児童待合所支援員という方を配置しています。学校支援員と絡んではいるんですけど、一緒に業務の中で、待合所をやっていることはあるんですが、その人たちについても、支援員ということで、会計年度任用職員で報酬があります。何をやってらっしゃるかといいますと、放課後、16時までの子どもたちが安全に過ごせるように、一つの部屋、グラウンドを使う場合もありますけれども、そういったところでの見守りを中心にやっていると聞いています。

A 耐力度調査についてお答えします。こちらの調査は、先般中伊豆小学校の交付金が見送られてしまった経緯がありまして、その中で、県の方、それから文科省の方と、この交付金を再度取得するためにどういったことをすればいいかということをし合った結果、この耐力度調査というところから、地震改築のメニューで行えばいいんじゃないかということで調整したものです。具体的には4,500点という点数がありまして、その点

数を下回ると、改築の交付金の対象ということになりますので、そのための調査を行ったものです。中伊豆小の結果につきましては、4,500 点を下回って 4,200 点ぐらいになってしまいましたので、その結果、この 9 月の議会でもお話ししたとおり、交付金のほうが決定しまして、これから着手することができるようになりました。

Q 説明では分かりましたけれども 126 ページのほうでは、部活動指導員というふうになっていたものですから、そういう方々についても、生徒を連れていく、あるいは土日の対外試合いくというようなときも報酬が出るということで理解しました。

Q プラスしてお尋ねします。教職員の負担軽減に向けての部活動指導員を配置するというで、ほかの自治体で結構、部活動が地域移行に進んでいます。人がいないと無理なんですけれども、伊豆市の教育委員会として、今後の部活動の在り方っていうのは、地域にどんどん、なかなか大変だけれども、流そうとしているのか。それとも、今のところ並立してやるっていうことを考えてるのか。将来像見えないものですかね。国がやっているのは地域って言ってるんだけど、そう簡単にいかないと思ってるんだけど、ちょっと方向性はというふうにお考えなのかお願いします。それと、会計年度任用職員の中に、部活動指導員もいらっしゃるよということなんですけども、この括弧の中にたまたま忘れたということですね。126 ページの上のところに会計年度任用職員報酬と書いてあって、どの人がこの報酬をいただいているのかと書いてるんだけど、この中に、部活動指導員が漏れてたというふうに見たんですけど。

A 部活動につきましては、全国的に地域展開ということで、やはり議員おっしゃるように平日の夕方に指導していただける方ってなかなか見つからないものですから、まずは土日について、地域展開できるものについて、今検討しているところですので、もうしばらく共存するような形を考えているところです。

A 部活動指導員についてはお支払いしていますので、ここが漏れていたということです。申し訳ございませんでした。

Q 学校給食費の中における国庫支出金ってあるじゃないですか。天城給食センター、中伊豆給食センターにも国庫支出金があります。財源の中で、国庫支出金っていうのはあるんですけども、その中のどこにその数値が該当するのか、教えていただけますか。実務的なことだから、後でも結構ですけど、数値がどうしても見つからない。

A すいません、細かくは分からないのですが、国の物価高騰の重点交付金がここの中に入っていると認識をしています。この天城給食センターの部分が、多分賄い材料費で、以前補正のときに、これだけ物価高騰の交付金をいただきながら、歳出を補正させてく

ださいとお願いしたときの金額がここの中に入ってるのではないかなというふうに認識しております。ただすいません、確定ではないです。

(発言の訂正)

先ほどはありがとうございました。何点かすいません、発言した内容に少し訂正をさせていただきたいと思います。まず1点目ですけれども、1人1台端末の廃棄の話ですけれども、先ほど県の共同調達という形で申し上げましたけれども、基本的にメーカーの制度によりまして、廃棄をさせていただいているという形になります。2点目です。エアコンの移設の効果のところの御質問がありましたけれど、先ほど2,700万円と申しましたが、こちらのほうで計算をいたしまして2,934万円という形になりましたので、こちら訂正をさせていただきます。最後です。先ほど通学補助金の中で金額を申し上げましたけれども、金額自体は合っているのですが、これ自体は停留所から500メートルというような設定がありますけれども、通学補助金として支払った総額になりますので、ほかに学校まで通学で自動車を使っているとか、そういった方の補助金も含まれていますので、そこを訂正させていただきます。失礼いたしました。

【社会教育課】

Q 決算成果説明資料の149ページ、美術品管理・調査事業の項目の中に、所蔵日本画の修復740万ほど出ているんですけれど、どのような修復を行ったのかという質問と、令和6年度の決算では、この管理ページのところに美術館の推進事業の繰越金っていう記載があったんですけれど、令和7年度は美術館の推進事業については行ったのかという確認をさせてください。2点です。

A 修復につきましては、日本画の修復について5点、洋画の修復について1点行いました。内容については、後で回答します。美術館につきましては、令和7年度予算で50万計上いたしました。相談業務ということで、そういう相談をしたときに報酬という形で支払いをしようかという内容だったのですが、美術館につきましては、全然話が進まないというか、前向きな話がなかったものですから、支出はゼロです。決算書にも載っていません。

A 修復につきましては、日本画は岩絵の具で描かれておりまして、経年劣化すると、そういう絵の具が剥落といいまして落ちたりとかしますので、そういうのを、また戻したりとか、あとは和紙とか絹本でつくられていますけれども、そういう皺とかが寄ってし

まったりするのを修復したり、また、長年経てくるとシミとかがついてしまいますので、そういうシミを抜いたりとか、そういう修理になります。

Q まずちょっと日本画のほうの関係で、管理が非常に難しいという話は聞いてるんですけど、プロが修復することによって、価値は下がらないんですか。

A はい、価値が下がらないように、ちゃんとした技術のある方に修理をお願いしています。

Q はい、分かりました。あと美術館の関係なんですけれど、前年に 749 万 9,000 円の繰越明許があって、それが令和 7 年度はあまり反映されずに、意見も出なかったっていうことで、何か委員会みたいなものがありますよね。それも結局開催しなかったっていうことなんでしょうか。

A はい、委員会につきましては開催いたしませんでした。令和 6 年度に関心表明というか、手上げをしていただいて、1 社、関心があるということで手を挙げてもらったんですが、内容を確認したところ、まだ現実的じゃないという判断をして終わったところで、7 年度もその状況であります。

Q 先のことなんですけど、修善寺温泉場につくるっていうのが目的で進めていると、なかなか話が進まないってことになる、例えば伊豆市全体でさらに考えるのかっていうようなことになると思うんですけれど、その辺についてももし分かっていたら教えていただきたいです。それからそこまで検討していないっていうことなのか。

A 場所については検討していない状況ですが、広域的に考えるのも一つの手かなと考えております。

Q 決算概要報告書 75 ページ、体育施設と体育館なんですけど、令和 6 年度と比べて、中伊豆グラウンド以外、軒並み有料の利用者が増えているんですけれども、これはどのように分析されていますか。

A これにつきましては、市外の方の利用が多いということ。あと、学生の合宿とか、宿泊を伴う市外の方の利用が多いので増えていると分析しております。

Q 表見られていますか。有料使用者数で、市外は減っているけれど市内が増えているとか。例えば狩野川記念公園グラウンド。

A この分析につきましては、ちょっと調べて後で報告させてください。申し訳ありません。

Q 体育施設、ここにそれぞれあるんですけれども、公共施設の値上げが見込まれるということなんですけれども、この 7 年度で、収支を見て 9 年度以降の値上げに反映されたの

か、そして社会教育課が提案してどれぐらい値上げをしなければ採算がとれないという話し合いになったのか。それともう一つふれっぷです。そこは修理を1年間かけてして、そしてその後1年間は普通に営業されたと思うんですけども、この辺も値上げ額についてどういうふうな考え方でいるのか教えていただきたいと思います。

○委員長 値上げの件は、決算でございますので、決算質疑でお願いをいたします。

Q 私としては、事業費がそれぞれ計上されているんですけども、今後これらの経費分を値上げで賄っていけるのかどうかということを今後の方針として先々のことで考え方をお伺いしたかったということです。答えられなければ結構です。

○委員長 決算審議ですので申し訳ないのですが、答えないそうです。

Q 148 ページの図書館活動事業について、お尋ねします。当事業の成果、膨大な文字が並んで、昨日も読んで今日も読んだんですが、去年と比べて、さらに前進してきたのか。図書館司書の努力が地域に認められるという文章なんですが、僅かな1行足らずの文章ですが、相当図書館司書の方々が、図書館長を中心にしながら、奮闘してきたのが、今、ネット社会の中でね、活字離れがどんどん進む中で、その点は、図書館長を中心に、どういう総括をされたのか聞かせてください。

A 6年度と比較してというのはやっぱり1番の違いは、各館のおはなし会を含む時間帯をカルガモタイムという形に設定をして、小さい子が多少騒いでも利用者さん大目に見てくださいねということにしました。それによって、おはなし会が終わって、図書館に気兼ねなく連れてこられるようになったということです。そういうことを司書たちも非常に歓迎をして小さい子を受け入れてくれるようになっております。それが1点。それから、外に出てのおはなし会は、こども園、放課後児童クラブ、そして、地区のサロン、いろんなところへ積極的に出かけて、サロンからもかなり要請がありますので、どんどん出かけて積極的に行ってくれれば、司書たちが本当に頑張ってくれてるなっていうのは感じています。

(委員間討議) なし

【市民部】

議案第 55 号 令和 7 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について【所管科目】

(補足説明) 環境衛生課より資料修正あり

(質 疑)

【市民課】

Q 説明資料の 26 ページ、消費者生活指導事務事業ということで、成果のほうで専門の知識を持った相談員を配置し、被害の防止や回復に効果があったということなんですけど、相談員の方の資格みたいなものはどういうものを持ってる方が配置されているのかということと、あと新パイオネットシステム用の PC とはどんなパソコンなのかということです。あと、詐欺被害が日常化している中で、詐欺対策について令和 7 年度は、主に市民課としてはどのような取組みを行ったのかということを質問させていただきます。

A まず、相談員の資格ですけれども、国家資格になりまして、消費生活相談員という資格を持っております。あと 2 番目の新パイオネットシステムですけれども、こちらは国民生活センターと全国の消費生活センターとオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を収集・集積しているデータベースのシステムのことになります。そして 3 番目が、取組みですけれども、取組内容としましては、相談はもちろんのこと、地域包括支援センターですとか、あと民生委員さん、ちょっと 7 年度は呼んでいただいたか分からないですけれども、出張出前講座ですね、そちらのほうを開催させていただいて、こういうことが今流行ってるから気をつけましょうねというような周知、そういったものの事業をさせていただいております。

Q 最初の質問分かりました。2 番目のパソコンなんですけど、データベースにアクセスすることによって、どうするのかちょっとわかんないのが一つと、あと例えば詐欺対策なんですけど、寸劇みたいな、警察官が来て詐欺電話をするのは市民課が担当になるんですか。それはまたちょっと違うところなんじゃないでしょうか。教えてください。

A パイオネットシステムですけれども、こちらが、伊豆市もそうですけれども全国の消費生活センターが、随時受けている相談を入力して蓄積をしていくような状態になります。そしてそれを、似たような事例があったときに、こちらから検索をして、全国でどんな相談があるのか、こういう業者が、相談の相手方というんでしょうかね、そういったもので出ているというところも見れるというシステムになってますので、情報収集にはかなり、必要不可欠と言っていいと思います。そして、出前講座の内容としては寸劇とかそういったものはやっていないんですけれども、特にやはり、実際に今はやってい

るものは先日も情報メールのほうに流させていただいたんですけれども、ブレーカーの点検を口実に訪問するといった事案が出たときに、即時皆さんにお知らせするというようなことをやっているんですけれども、寸劇とかそういったものは、やっていなくて、とにかく今の新しい情報をどんどん流していく。そして、身の回りの被害に遭いそうな方をフォローしている包括支援センターですとか、民生委員さんとかに情報を発信して見守っていき、高齢者が被害に遭わないようにとか、今は若い方も、被害に遭う方が多いですので、皆さんにお知らせするためにも伊豆市のメールを使った情報発信をさせていただいてるというような状況になっております。

Q 同じ 26 ページです。3 番の相談事務事業です。事業内容の 2 番、無料法律相談弁護士委託料のとこなんですけど、令和 6 年度と同じ、取組事業の成果が書かれています。ただ、人数とかを見ますと、年の開催が 17 日で同じなんですけど、相談件数が若干増えているって言うていいのかわかんないです。成果のほうには予約が早い時期になるということなので、これも毎年このような状況かと思います。それを踏まえた上で、昨年度はどのような対策、例えば、より多くの方に相談ができるような対策を受けて、その上での 73 件になっているのかと。それからあと、弁護士は何人ぐらいで対応してくださっているのか。教えてください。

A 弁護士なんですけれども、一つの事務所をお願いしています。月に 30 分枠が 4 件、20 分枠が 6 件という形で、一月におおむね 2 回やっていて、トータル 1 か月で 10 件程度受けられます。弁護士さんは 1 日 1 人来ていただいて、20 分枠 6 件やったりという形になります。30 分枠だと 4 件という形になります。

Q 先ほど詐欺のお話もありましたけども、内容的には 1 か所の弁護士事務所の方をお願いしていて、そこから派遣していただいているというふうな形ということで、そうしますと、その相談内容によっては対応できなくてまたほかの方に、次に来てくださいみたいなことにもあるんでしょうか。同じ方が何回も、相談に来るなんてこともあるんですか。

A 1 人の方に対して同じ内容ですと 1 回限りという御約束で相談を受けさせていただいております。どうしてもその後、受任という形になるケースもあるかと思うんですけれども、あくまでもここで受けられるのは、相談のみになっておりますので、料金が発生するものについては、別に弁護士の先生と契約をしていただいて先に進んでいく、その足がかりになるというところになるかと思います。

【税務課】

Q 概要報告書の3ページに入湯税は入湯客数が減少したことによって、前年度に比べて171万円減となったという表現がされています。また、決算成果説明資料の96ページに、宿泊者数がありますが、令和6年度77万人、令和7年度81万人、前年度対比で105%。5%増えましたよというのが一つの見解です。でも、今冒頭話したように、決算の概要報告書によると、入湯税が、入湯客数が減少したから、結果としてマイナスになったんだよということで、どっちがどうなのっていうのがわかんないもので説明していただけますか。

A 今お話ありました、宿泊客数と入湯税が一致しないというお話かと思うのですが、今回、下がった大きな要因としましては、日帰りの大型温泉施設が休止になったことによる減が大きな要因です。もちろん日帰りになりますので、宿泊客数とは全く関係ないといえますか、また別の要因でということになります。

Q 泊まるんじゃないくて、日帰りが減ったってことですね。それは人数がどのぐらい減ったのか分かりますか。

A 今御質問頂きました人数の関係ですけれども、150円を納めていただいた方、利用金額が5,000円を上回る方ですね。その方の人数は、前年度対比で1万4,372名減っております。そして日帰り、要は5,000円未満の利用者の人数ですけれども、こちらのほうも、前年度対比で1万5,441名の減となっております。

Q 観光っていうのは一つの伊豆市の大事な収入減であるし、活性化するための大事な施設だと思っています。ちょっといい意味で注目させていただいたんですけども、宿泊者数は現実には増えたんですけども、入湯客数が減少したというのは何でだろうなっていう素朴な感想を持ってるんですけども。

A 宿泊客数におかれましては、もちろん入湯税を徴収する必要がある温泉施設、また、それ以外にそういう温泉施設を持たない通常の宿泊施設、民宿ですとか、そういったものもあります。ですから、あくまで入湯客数イコール宿泊客数にはならないということで御承知おきいただければと思います。

Q 言っていることは分かりました。ということは、宿泊者数が増えると入湯税が増えるのかなというちょっと勘違いなのかな。

A はい、あくまで、宿泊客数につきましては、旅館ですとかホテル、あと、民宿等ですね、宿泊客数は確かに観光のほうの資料として増えているということは事実です。ただ、入湯税につきましては、あくまで温泉施設を持っている施設の宿泊客数と、あとま

た日帰りの客数によるものなので、イコールにはならないということで、御承知おきいただければと思います。

Q 決算成果説明資料 30 ページ、5 滞納整理事務事業についてなんですが、この事業が約 800 万。業務委託とか、滞納整理機構への負担金がありますが、この負担をした結果、滞納の納税の成果が分かったら教えてください。

A 滞納整理機構につきましては、令和 7 年度ですね、333 万 8,000 円、負担金として支出しています。それにより、徴収実績としましては、直接の徴収額として、1,335 万 1,000 円を静岡地方税滞納整理機構のほうで徴収いただいております。その他、移管予告通知というものを前年に送らせていただいているのですが、そちらの移管予告通知による効果につきましても、大体、納付金額として約 4,200 万円を徴収しておりますので、機構への移管による効果というものはかなり大きいものであると把握しております。

Q そうすると、先ほどの決算概要報告書の 41 ページ、収入済額がほぼ納入されたということの解釈でよろしいですか。

A もちろん、滞納整理機構だけではないのですが、滞納整理機構への移管にもよってこのような収納が得られたということになります。

Q 市税の個人市民税がプラスになったということは、概要報告書の中になるほど思っただんですが、一つ気になったのは、法人税が下がったということです。この中に、企業数の減っているのがあるんですが、何社の事業所があって、7 年度は、何社減ったということが分かったら教えてください。

A 6 年度と 7 年度の比較になりますが、6 年度につきましては法人が 909 ありました。7 年度については、894 ということで、約 15 法人ほど少なくなっております。

Q 説明資料の 28 ページ、固定資産評価資料作成のところなんですけど、ここの事業成果に、令和 9 年度の評価替えに向け統合・位置の見直しを行ったというのがあるんですけど、基準宅地の鑑定について、今の伊豆市の状況、要するに固定資産税にも関わってくるものですから、その辺の状況をどんなふうに見ているのか教えてください。

A 土地の固定資産評価になりますが、現在、標準宅地は 339 地点あるところを、評価替えといいまして 3 年に一度標準宅地の見直しを行います。令和 9 年の評価替えに向けては、状況似ているところとかを統合しまして 325 地点になっております。その鑑定の評価の結果なんですけれども、おおむね毎年平均しますと、2% ぐらいの下落が市内でもまだ続いているような状況です。それで、旧町的なことを言いますとやっぱり土肥地区

のほうはまだ下落がとまらないような状況が起きておりまして、ほかの旧 3 町の地区については、おおむね約 1 % ぐらいですけれども、旧土肥町地区に関しては、4 % ぐらいの地価の下落ということで、引き続き不動産鑑定士から鑑定の結果が出てるような状況になっております。

Q それは大きな要因としてはやはり津波浸水区域とか、その辺も関わってくるんでしょうか。

A その津波の区域の指定もあるのかもしれませんが、やはり土地の売買の実例が余らないというところが大きいということで不動産鑑定士からは報告を受けております。高い売買実例がないと、鑑定評価額も上回ってつけられないというような、売りたい人は高く売りたいですし、買いたい人は安く買いたいと、そこら辺の取引の事例の中で、まだ売主が優位な状況になっていないのかなってところが伊豆市内での土地の売買の実情かと思います。

Q そうすると例えば土地を担保に銀行からお金を借りるとか、そういうのにも影響してくるわけですね。そこだけ教えてください。

A 実際に金融機関の借入れのところは、申し訳ないですけども税務課のほうで把握はできませんので。けれども一般的な売買の実情においては、そういうような状況になるのかなと。担保として入れる不動産の価値が低くなってしまって借り入れる金額は少なくなってしまうという実情にあるのかなと。私の考えというところで申し訳ございません。

【環境衛生課】

Q 71 ページの環境保全事業の事業内容の（5）です。環境基本計画更新業務委託の内容について、お願いします。75 ページ、リサイクルセンター運営管理業務委託の内容について、お願いします。

A まず、71 ページの環境基本計画更新業務委託、7 年度は 591 万 6,000 円となっております。こちらに製本されたものをお持ちしましたが、最終的にはこの基本計画を策定するということで、第一次の基本計画が 10 年間の期間のものが 7 年度で期限を迎えるということで、第二次のものを策定しました。こちらの業務委託については 2 か年の事業ということで、6 年度にアンケートをとって、内容を反映しています。この基本計画策定をいたしまして、ホームページのほうには掲載をして、内容を公開しています。それから、75 ページのリサイクルセンターの運営管理業務委託、1 億 32 万円ですが、こち

らは7年度から、新しくなったリサイクルセンターの管理運営を委託しています。5年間、長期の契約で、こちらの目的のところにもありますけど、伊豆市一般廃棄物協同組合に委託をして、リサイクルセンターを運営いただいているその費用です。

Q 最後のほう、リサイクルの運營業務委託ですけども、委託しているのはよく分かりましたから、委託内容、例えば人件費がいくらだとかっていうこと。委託の中身をお願いします。

A 完成する前に、施設の運営についての基本的なものを示して、プロポーザルによって、この組合のほうの手を挙げて、落札しているという状況で、細かく人件費等を出しておりません。当然、プロポーザルにかけるには基本的な設計費用というのがありましたけど、一括で施設の運営管理を担っていただいているという内容です。

Q もう少し聞きます。廃棄物の協同組合に管理委託しているということで、この組織は、管理運営するには、それまで分かってそういう契約してなかった場合、当然のこととしてそこで働く人たちがいらっしゃいますよね。人件費がかかると。人件費が例えば2割だったら、大変だということなるし、9割だったら、逆に言うと、あまりに利益が上がらないとか変ですけども。契約の中身については、細かくこういうことで積み上げ方式のもとで、委託をいくらにしますという契約じゃなかったということですか。

A 議員おっしゃるとおり細かく積み上げて費用を算出しているものではありません。一括で施設の日々の管理運営を5年間で、いくらでやっていただけますかというようなプロポーザルになっておりました。

Q 説明資料75ページのリサイクルセンター管理事業です。2番の中の3番の事業の成果の中で、直営に比べ、営業日数の増加だとか、来客者に対する評価、接客も好評となっておりということなんですけども、好評となっているとは、どういう声が届いたのか、またアンケートをとったのかということをお教えいただきたいのと、例えばその中でも、やはりどうしても苦情とか、事故とかその辺があったら教えていただきたいと思います。

A 施設については、営業日数の増加というのは、それまで直営で市が清掃センターを運営していたわけですが、そのときには、休日祝日等はお休みだったんですけど、現在は運営をしているとか、祝日は1日の運営をしています。そういった意味で、日数の増加も、好評となっております。アンケートは実際のところとっていませんけど、以前に比べると、大変、対応もよくなったということで、好評の話をあちらこちらで聞いております。そういう中で事故はありませんでした。苦情については、直営でやっていた頃に

比べると、かなり少なくなってるのが実情ですが、それでも例えば、接客についてどうだっというような意見が直接環境衛生課に来ることもありますので、それについては、一つ一つ丁寧に対応させていただいて、運営者である組合のほうに報告をして改善等を求めているというような状況です。

Q 市民からの声としても、かなり使いやすくなったような話は聞いていますし、かなりスムーズに移動ができるって話も聞いてはいますが、多分、以前議員でオープンしてすぐに現地のほうは視察させてもらいましたけど、そのときに議員の中から出ていた声はいくつかあると思うんですね。例えば、ひさしが短いとか、雨の日ぬれちゃうとか、あとは水たまりがあるとか、そういうのは改善されたってことでしょうか。

A いくつか御指摘はいただいて、できるところから改善をしていくということで、ひさしの件については、いろいろ手続の件もあったり、許可の話もあったりしますから、いきなりひさしを延ばすということができません。修繕として、資料の 75 ページの管理運営業務委託の下にあります、リサイクルセンターの施設改良工事 99 万 7,000 円を記載しています。受入れヤードについては、雨のとき滑るというような話があったものですから、滑り止め塗装を行って、御指摘のあった雨にぬれないように、屋根の下に誘導がしやすいようなカラーリングのペイントを施してあります。その次にあるのは、組合からの要望で流し台の設置も行って、現場の改善を行ったというような状況です。

Q 説明資料の 74 ページ、その他の事務事業、令和 7 年 12 月 7 日の日に行われた、災害廃棄物仮置場訓練、この状況というか内容と実施の成果、そして見えた課題等について担当課としてお答え頂きたいと思います。

A 初めて伊豆市として行いました災害廃棄物の仮置場訓練ですが、中伊豆グラウンドに仮置場を設置するということで実施をいたしました。目的としましては、仮置場をスムーズに設置する、そこについて検証をするということでした。業務を一部担っていただく、静岡県産業廃棄物協会と協定を結んでいますけど、共同で設置ができるかどうかというところが 1 番の検証の内容でした。訓練については、今回は一般市民が持ち込むところまではいろいろな課題もあり、そこまではできなかったんですけど、19 自治会が参加して、また、市役所からも、3 課参加しました。現場に廃棄物としての粗大ごみを持ち込んでいただいて、処分まで、協会に委託をし、処分まで行います。課題としましては、やはり、実際の災害とは、異なる部分が多い訓練ですから、実際には膨大な廃棄物が持ち込まれますので、本当にそこで、大量のものが処分できるかっていうところまで検証ができていない。実際のところ、熊本などを見ますと手に負えてないという

ような状況もあります。もう一つは、交通渋滞についても、実際の現場では相当起こっていて、廃棄物を持ち込むのに数時間かかっているというような現状もあるようですので、一般市民が持ち込んだ場合、相当混乱があると思われますので、受入れがスムーズにいくかどうかの検証ができていないところが課題と思っております。

Q 丁寧に説明いただきありがとうございます。見えた課題もあるということで、今後とも実施していく方向で考えているってことでよろしいですか。

A はい、ある程度定期的に訓練を実施したいと考えております。

Q 今の上になりますけれども、廃棄物処理施設組合事業というところの3番の事業の成果、その下のポツのところの焼却灰の処理についてですが、この焼却灰というのは、燃えた後の灰のことのわけですけれども、これを市外の民間施設へ排出し、従来の埋立て処理のほか、環境に負荷のない熔融炉で、資源化处理を行った。市として初めて、焼却灰のリサイクルを実施ということですが、焼却灰のリサイクルとは、どのようにリサイクルしたんでしょうか。

A 焼却灰については、7年度については、三つの方法で最終処分を行っています。この説明資料にありますように、福島県への搬出で処分をしているというのが1点。それから、柿木最終処分場に入れる方法をしているというのが1点あります。もう1点初めて取り組んだということで灰を溶かして、例えば、中に混じってる金属を取り出して、その中にはいろいろと使える、有価物になる、極端なこと言うと金だとか銀だとかも混ざっていたりすることもありますし、他のものに使えるそういったものは、その中から抽出して、処分をしていただきます。あと残りのものは、再生の石として、工事の材料等に使用していただくリサイクルの会社がありますので、そこで処分いただいたという状況です。

Q 分かりました。福島県とそれから愛知県名古屋市へ運搬というのがありますね。ここに書いてありますけれど、福島と、名古屋とそして柿木に3か所ってことになるんでしょうか。

A 先ほどご説明をさせていただきましたけど、この福島県と柿木処分場というのは埋立ての処分になります。この愛知県で行ったものが、資源化熔融炉によって、溶かしてリサイクルをするという、そういったものになります。

(委員間討議) なし

【健康福祉部】

議案第 55 号 令和 7 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

【社会福祉課】

Q 決算成果説明資料の 46 ページ、決算額はゼロとなっているんですが、難病患者は基本的にいないと理解したほうがいいのか、それとも何も該当がなかったと理解したらいいいでしょうか。

A 難病患者につきましては、該当者はいらっしゃいます。ただし、このサービスの利用がなかったという現実がありまして。というのはサービスを利用するに当たって手続をとっても、例えば病院に入院しなければいけないことになってしまったとか、サービスの提供ができない状況があったということで、7 年度につきましては実績がなかったというような状況になります。

Q そうしますと、その申請がされていたというのは何件ぐらいあったんでしょうか。

A 申請自体は 1 件ありましたけれども、サービスの提供がなかったというような形になります。

Q 私も同じところで質問します。去年は 1 万 3,000 円出ているんですね。それで今提供がなかったっていうことは、今回申し込んだけど駄目だったっていうことでしょうか。その理由は何でしょうか。

A 例えば①の難病患者の生活支援事業、介護家族リフレッシュ事業というのがあります。この事業につきましては、伊豆赤十字病院の訪問看護のサービスを利用してやるサービスになります。2 時間は訪問介護のサービスを使って、それ以降のサービスにつきましては、このリフレッシュ事業を使うというような形になるんですけども、先ほども説明しましたが、病状がよくなって、入院をしたというような現実がありまして、サービスが提供されなかったというような形になります。

Q それでは近くにもいるような気がするんですけど、どのくらいの人数が今この難病患者としていらっしゃるのか。それは内緒でしょうか。答えられる範囲で。

A 難病患者につきましては、県のほうで手帳をもらうような形になりますので、実質とか正式な数は分かってないんですが、おそらく使う方というのは 10 人から 5 人の間ぐらいなんじゃないかなって考えています。

Q やはり胃ろうの方とかもいらっしゃいますでしょうか。

A 胃ろうの方もそうですね。人工呼吸器とか、そういう形になります。

Q 決算成果説明資料の 38 ページ、生活困窮者自立支援事業、約 2,300 万円あるんですけど、成果は、生活保護受給者になる前の第 2 のセーフティーネットとしての機能が果たされているということなんですけれど、生活保護を受給してしまった方が自立する支援っていうのを多分行ってると思うんですけど、それはこの事業でやってるんでしょうか。もしこの事業でやっているのであれば、受給者が自立して普通の生活を送れるようになった事例は、令和 7 年度あったのかどうか。

A この生活保護の方につきましては、2 の事業の（2）の被保護者就労支援事業というのがあります。これにつきましては、生活保護の方の就労に向けて、例えばハローワークへ同行訪問するとか、あと面接の指導をするとか、そういう形の事業がこの（2）の被保護者就労支援事業になります。該当者につきましては、昨年度 1 人、就労に向かった方がいらっしゃいますので、それを踏まえた形で事業を今進めているというような形になります。

Q そうすると 1 名の方が、仕事が見つかり、生活保護の枠から外れたってということではないのでしょうか。

A そうですね、生活保護を廃止というような形になってます。

Q 同じページの下、重層的支援体制のところ です。2 の事業の内容の（2）委託料、ここで参加支援事業委託料と書いてあって 1 万 1,000 円。これの内容なんですけども、令和 6 年度にはなかったですね。令和 6 年度にも、令和 7 年度にも同じことが書かれてありまして、既存の社会参加に向けた事業では対応が困難な方への参加支援事業というふうなくくりかとみました。この事業の成果のところに書いてある e スポーツという、このやり方で、この事業を委託して行ったということによろしいのでしょうか。

A この事業につきましては、例えばひきこもりの方で、社会とのつながりがいない方を対象に参加支援事業というのをやってます。その中で e スポーツ、ゲームを使って、現場の画面上でゲームをしながら、関わっていくというようなものになるんですけども、ゲームだったら、ひきこもりの方とか得意の分野で関わりがもちやすいということも分かってきましたので、その辺を踏まえて、B 型事業所でそういう e スポーツをやっている事業所があったもんですから、そこに委託をして、参加支援事業の一貫の企画ということで事業をやっています。この成果のところにありますけれども、全部で 25 人、当事者、ひきこもり等の方が 8 人、それと支援者 17 人ということで、生きいきプラザのホールで、大きい画面を使って e スポーツをやったというような形の委託料になります。

Q この成果はすぐに出てこないかと思います。続けていく事業として第1回目と考えているのでしょうか。

A この事業につきましては本当に試験的に今後継続できるかどうかというところを踏まえて、7年度初めてやった事業ですが、参加者も増えたということもありますので、今後、このひきこもり等の方も踏まえて、参加ができるということがあれば、継続してやっていきたいというように考えてます。

Q もう一つ委託料なんですけど、1万1,000円というのは、この内訳はどのように算出した金額でしょうか。

A 就労支援B型という事業所に委託でやりましたが、本当に試験的に、参加者が集まるかどうか分からない中で進めさせてもらったものですから、本当に機械の借上料みたいな形の、eスポーツをやるための運営の委託料という形になります。1万1,000円なんですけども、1万円と消費税というような形です。

Q 最後になります。当事者の参加者が8人、あと支援者というのが17人っていうことなんですけど、8人という数字は、どのように周知して、このような数字で集まっていたのか、これは期待して、打合せとか、その支援B型事業所の方と打合せする中で、8人ぐらいは想定内だったのか。その辺を教えてください。

A 8人なんですけども、B型事業所の事業の中で、来てもらってるので、その事業所に来てる方も含めて8人なんですけども、8名中の7名が伊豆市のひきこもり等の方が参加していただいています。

Q 同じところですが。アウトリーチ支援というのはこの中にありますけど、具体的なその概要について調べると、いわゆる相談窓口で、来るのを待つのではなくて、支援が届いていない人のところへ行くんだという、極めて難しいなど。支援が届いていない人をどうやって見つけるのって思ってしまった。そうすると今言った軽スポーツというよりも、これ間違ったらごめんなさいね。色々調べた中で、ひきこもりとか、精神疾患とか、ホームレス状態っていう書き方してるんだけど、そういう人たちをどこにいるかわかんないけども、行政が発見するわけですね。それが、今話聞くと、B型事業所にそれを委託して1万1,000円だと。アウトリーチ支援というのが、そんなものなのかなって。あまり行き渡っていない。7年度始めたばかりだからこういう状況なのか。それとも、ひきこもりとか精神疾患とか、そういう状態の人たくさんいるはずなんです。それはまだ全体として、伊豆市の中で把握し切れていないから、とりあえずeスポーツを導入するということになったんですか。

A 先ほど言った e スポーツに関しては、参加支援事業のほうになります。それでアウトリーチ支援事業につきましては、昨年度、民生委員さんをお願いして、地域生活課題聞き取り調査というのをやりました。その中で孤独・孤立のような方がどれくらいいるかというようなことで、民生委員さんをお願いをして、その中で孤独・孤立の世帯が 31 世帯で 8050 世帯が 13 世帯というようなことで、民生委員さんに回答いただいて、それに基づいてアウトリーチができる方につきましては、随時アウトリーチ戸別訪問を行って関係性を少しでもとろうというようなことで今進めてるような状況になります。

Q 31 世帯、民生委員に頼んで依頼してやりました。そうすると具体的に、この人たちをいわゆる人として生活してもらうようにということだと思いませんか。とじこもって中にいるっていうよりも。それは、どの組織がやるんですか。

A まずさっき議員が言ったとおり、なかなかこの孤独・孤立の方の世帯が分からないというところがまず第 1 の問題点であって、そこに民生委員さんが普段関わっている地区で、そういう方がいるかどうかを聞き取りして、その中で少しでも関係性ができて、市のほうで、福祉相談センター含めて、アウトリーチできる方を、随時民生委員さんと話をしながら、アウトリーチができる方は随時していくということで今事業を始めたばかりですので、今後、このアウトリーチというのはなかなか 1 年 2 年、もっとかかる場合もありますので、時間をかけて関係性をつくっていきたいというように考えています。

Q 7 年度決算を振り返ったときに、やり始めた仕事だからまだいわゆる手探り状態で、民生委員の人たちをお願いしながら、そういう人たちがここにいたよってということも、伊豆市民として、やっぱりちゃんと生きがいを持って、生活のエネルギーということで、スタートしたってということですか、7 年度は。

A すぐ関係性が持てる方もいますし、なかなかいないですけども。長期的なことを考えて抱えるケースを持っていかなきゃいけないと思いますので、ひきこもり等を踏まえて今進めてるような状況になります。

Q 相談している方は、組織が何かよくわかんないんですけども、どういう人たちが、どういう組織がこのアウトリーチに関わってきたのか。

A 福祉相談センターとか、あるいは障害等抱えてる方につきましては障害のほうのスタッフも含めて、アウトリーチを進めていくというような形になります。

Q 職員が関わっているということですか。

A そうですね、職員が関わっていくというような形です。

Q 37 ページ、今民生委員の活躍の場面が聞かれましたけれども、ここで民生委員の活動

事業、840 数万円、そして県の支出金が約 730 万円ということなのですが、この県の支出金に見合った民生委員の定員というのがあるのでしょうか。

A 民生委員の定員につきましては、静岡県の条例で定められてますので、伊豆市につきましては、主任児童委員も踏まえて、定数 110 というような形になります。101 名が民生委員、主任児童委員が 9 名というような形になります。

Q 前回の報告では、107 名というふうに伺ったんですが、この欠員については 7 年度中に補充をするというようなことはなかったのでしょうか。それともう一つ、地域割りで民生委員が決まってるのか、あるいは、対象人口で、地域だけじゃなくて、もう少し大きな範囲で民生委員の定員が決まっているのか教えてください。

A 107 人ということで説明しましたけども、欠員がその時点は 3 名でしたけども、今 2 名という形になってます。ですので 1 名、新たに民生委員さんが増えたということになります。それと、民生委員の地区割りは当然あります。例えば大きい地区であれば、民生委員さんは 3 人とか、小さい地区であれば民生委員さんが 1 人というような形で、県の条例では、大体 120 世帯から 280 世帯に対して 1 人というような基準があります。280 世帯を超えると 2 人ないし 3 人と、県はあくまでもこれを基準として定めてますけども、伊豆市におきましては、それをもとに、あと地区の中で、定数をお願いしているというような状況になります。

Q 39 ページの 9 です。要支援者災害時避難事業、令和 4 年度からやってるよという説明がこの中に書いてあるんですが、要支援者は、何人なのか。それから、事業の成果の 1 番下に、要支援者の備品等は、令和 3 年度から計画的に購入し、継続で実施しているという成果が書かれておりますが、7 年度は、要支援者が何人いて、その方に対して、こういう備品を購入したと。その上に若干のってるんですが、これで全部ということですか。段ボールベッドとかってあるんですけども、何人分に該当するんですかこれは。

A 要支援者につきましては介護 3 から 5 とか、障害者の 1・2 級、精神障害者、療育手帳、難病患者とかが今の形では、要支援者になります。8 月 21 日現在の直近ですけども 960 人が対象になります。備品につきましては、令和 4 年度から、一度にはなかなか買えませんので、定期的にここにあるようにおかゆとか粉ミルクとか、あとトイレ用の便座等、あと、避難所に段ボールベッドとかパーテーション、そういうことも必要になってきますので、その辺を一度に買えないものですから、定期的に毎年買っているような状況になります。

Q 要支援者、どういう範囲の中でとらえてるのかということは分かりましたが、段ボー

ルベッド、パーテーションというのは、どこに置いてるんですかこれは。

A 今1か所にまとめて置いてあるんですが、その用途としては、一次避難所、例えば小学校とかに避難をしたときに、一部を要配慮者スペースとして、そういう方の避難場所として置くことが十分考えられますので、そのときにパーテーションとか、段ボールベッドとか、そういうものを使用できるように今進めてるような状況になります。

Q そのパーテーションとかをどこかに置いてあって、こういう災害が起きたよということで、要支援者のために、その人たちにその避難所のところにスペースを確保してあげて、そこに段ボールベッドとか、いろんな食料品等を持っていきましょうということとは分かったんですが、持っていく方は誰ですか。それは職員ですね。

A 市の職員が状況に応じて持っていくような形になります。

Q 災害の関係でいろいろと勉強して、危機管理課に行って、いろんな話をさせていただいたんですけども、職員が持っていければまだいい。まだまだゆとりがある災害状況だって。職員だって僕は被災者だと思うんですね。今課長が言った、持ってくるって、もう持っていけないかもしれない。スムーズにいかないと思うんですね。そのときに、職員が持っていきますよという気持ちはすごく分かるんだけど、果たしてそれが可能な。可能な場合もあるし、できない場合もあるっていうと考えたときに、もうちょっと段取りが今のうちに準備しておかないと。せっかくやりたいなと思ったってひょっとしたらできないかもしれない。そこは、やってみないとわかんないんだろうけども、そこはどういうふうにもっと柔軟にっていうことを考えてはいかがですか。

A 今議員言ったとおりそういう心配も非常にあります。ですので課題としては、各避難所に少しずつでも、その備品が置ければ1番理想なんですけど、なかなか置くスペースもないということもあるので、今一時的に集めてますけども、将来的にはそういうところの各避難所に置ければ1番ベストな状況かなと思ってます。

Q 今のページの同じところですよ。要支援者災害時避難事業の3の事業の成果のところなんですけど、個別避難計画のことについて、要支援の方がどのように災害時に避難するかということを事前に計画を立てて、周りの人たちとも一緒に共有しながらという被災時に備えてのことなんだと思うんですけど、具体的にどのようにその要支援の方を囲みながら、計画を立てていくのか、これは危機管理課の職員の方がどうこうするっていうことではなくて、社会福祉課、職員の方が主に進めていくんでしょうか。

A 個別避難計画につきましては、例えば、普段どういう疾病、病気を抱えているとか、障害の程度がどういうものだとか、あとあるいは普段どこに大体いるとか、どこに寝て

いるとか、あと、避難経路を書いて、どういう経路でどこに避難をするかというような計画が個別避難計画になります。それでこの計画を作成するにあたって、昨年度につきましては障害の相談支援事業所、計画をつくる事業所があるんですけど、そこに協力をいただいて、個別避難計画をつくったというような事例もあります。あとうちの職員とか、場合によっては危機管理の職員も入って、あと民生委員さん、区長さんとか、地域の関係者が集まれる場合は、みんなで集まって、個別避難計画を、どういう避難経路でどうしていこうかというような計画をつくるケースもあります。だから、人によってケースバイケースなんですけども、色々な形で、個別避難計画を今つくってるような状況になります。

Q もう一つ、令和8年8月現時点で960人を把握してらっしゃるという話でしたが、この個別避難計画っていうのも、どんどん進めていく必要があるかと思います。達成度というのは、令和7年度でどこまであるんでしょうか。

A 6月の議会で条例制定をしていますけども、今の段階では個別避難計画をつくるにあたって、本人の同意というものが必要になります。その同意がある方が387で、計画作成者が388というような状況になってます。数字が違うのは同意がない方も計画をつくった方もいるものですから、数字的に合わない部は分ありますけども、今の段階では、同意がある方につきましては、ほぼ計画ができてるような状況になります。

Q 38ページの重層的支援体制。このキーポイントは庁内会議だと思ってるんですが、7年度はどの程度、今までと比べてどの程度の進捗状況、あるいは成果があったんでしょうか。

A 庁内連携の質問だと思うんですけども、私たち、福祉相談センターの職員と一緒に出向いて、関係する課、今困り事は何とか、どういう連携がとれるとか、そういうことは昨年度ヒアリングという形でやらせてもらってます。その中で、連携を取れることとか、そういうことを一覧表にまとめて共有したというようなことで、お互いに連携がとれるところから少しずつでも前に進めるような形の連携の仕方を今模索しているような状況です。

Q 定期的な連携会議っていうのはないってことですか、まだ。

A 定期的というか部会というものをつくってます。例えば多頭飼育、猫がいっぱいて困るよとか、そういう課題があった場合は、そういう部会をつくって、どういう支援の仕方、どういう解決の仕方をするかということを部会で、いろんな話を随時、必要があればやっているというような状況になります。

Q 連携がとれるところということは逆に言えば、連携が取れない部署もあるということですか。

A そういうわけではないですけどもやはり、市の職員ですので、全体の連携は当然必要だとは思いますが、特に健康福祉部として、問題を抱えて、連携が必要だと、課題も踏まえて、そういうところと今連携をとっているというような状況になります。

Q 健康福祉部が発信しないと、他の機関から、健康福祉部ではこのケースはどうだなんてことは来ないってことかな。

A そういう連携をとってますので、逆に他課から、窓口でこういう問題、認知でちょっとどうかなっていうときは、健康福祉部のほうに連絡が来るとか、そういう連携はとれています。

Q 具体的に解決した事例とか7年度はあったんですが、あるいはどのぐらいの連携を件数でいけばとったのか。

A その件数はカウントしてないんですけども、福祉相談センターのほうにはかなりの相談もありますので、それが連携の一つかなと思います。

Q 次のページ39ページの成年後見制度ですけども、8年度の「伊豆市の健康・福祉」、これは非常にデータとしてありがたいデータですけど、ほとんど市長申立てがないんですが、よそと比べてこれは少ないんですか。こんなものなんですか。

A やはり年によっても違いますけども、伊豆市としては他の市町に比べると、感覚ですけども、多いんじゃないかなと思います。

Q 令和7年度1件とありますが、これは多い方なんですか。

A 他の市町もゼロのところもありますし、逆に10件20件とかやってる市もあります。やっぱりその年によってケースバイケースということがありますので、ゼロ件のときはそういうケースがたまたまなかったとか、あるいは市長申立てじゃなくて、親族申立てであったりとか、本人申立てであったりとか、違った申立てをしたというような形で成年後見の手続を進めたというような形になります。

Q 高齢者の方ではかなりデータがあるんですけど、実際、申請件数が1件ということで、いわゆる窓口で相談があった、成年後見に限って結構ですけど、どのぐらいの相談があったんですかね。

A 福祉相談センターのほうに権利擁護という形で相談があった件数が、令和7年度が1,362件ありました。

Q 権利擁護で大きく括ってはだめで、成年後見と具体的に相談をされた件数は何件あつ

たかという質問です。

A 伊豆市のほうで福祉相談センターのほうで中核機関を設置してます。そこが成年後見をやる部署で、社会福祉協議会に委託をしてやっていますけども、令和7年度につきましては1,321件の成年後見の相談を受けているというような形になります。

Q 1,321件ですか。先ほど権利擁護で1,300いくつって言ってましたが。

A 多分1件というのは障害のほうの1件ではないかと。

Q そちらが出しているデータです。権利擁護の状況、令和8年3月末で、成年後見の市長申し立ては1件ですと。これ障害者のところのデータだと思うんだけどね。

A 障害者の方の市長申し立てが1件、そこは事実です。それ以外には中核機関につきましては、障害もありますし、高齢者も踏まえた中核機関ですので、そこで権利擁護とか成年後見の相談を受けたのが先ほど言ったケースになります。

Q 合わせてもいいですから、児童から何から全部合わせていいですから、成年後見ということでの相談件数は出てこないですか。

A 中核機関からいただいている相談件数が先ほど言った1,321ですので、延べ件数になりますけども、実際どれぐらい相談を受けているかということと60名の方が、中核機関のほうで相談を受けて、成年後見の相談に乗ったというような形になります。

Q 60名の方が何回も来てる方がいるっていういうことは、困ってるんですよね。明確にこれこれこうだから、成年後見の市長申し立ては該当外ですみたいな説明は十分なされてるんですか。

A 中核機関を設置している中で、ネットワーク会議というものをやってます。その中で、ケースバイケースで、弁護士さんが入ったりとか司法書士さんが入ったりとか、地域包括支援センター、計画相談員、社会福祉士とか、あと医師が入って、ケースバイケースで、市長申し立てがいいのか、あるいは親族申し立てがいいのか、その辺を専門職で図りながら事業を進めていますので、その中で市長申し立てが障害に関しては1件だったというような形になります。

Q 同じ「伊豆市の健康・福祉」の中で要養護者から、7年度通報が5件あって、身体的虐待が2名、経済的虐待に1名認定したということですが、この通報の5件は非常に少ないなと思ったんですけど、毎年こんなもんなんですかね。

A 令和7年度につきましては5件の通報があってそのうち、虐待として認定した件数が3件で、令和6年度もやはり3件の虐待件数があったということで、ほぼ大体同じような件数になります。

Q 私はこのデータの的には非常に権利擁護を守られてるかどうかというのは、はてながついたんですけども、一応伊豆市としては、平均的に7年度も現状維持みたいな、特に権利が守られていない状態が悪化したとか、改善したとかそういうことで、何か平均水位を歩んできたってという解釈でよろしいでしょうかね。

A そうですね。権利擁護というのは随時対応していて、緊急性がある対応もしなきゃいけない部分もありますので、平均と言っていいかどうかですが、対応しているというような形になります。

【健康長寿課】

Q 在宅福祉事業、41 ページについてお尋ねします。高齢者あんしん見守り事業利用が24名の方、また2番目のGPSの方が4人。それぞれ通報システムのほうでは1人2万円弱、GPSについては2万5,000円程度の費用がかかっていると思うんですが、これは100%市のほうで負担している、それとも自己負担があるのかどうかお尋ねします。

A まずあんしん見守り事業ですが、こちらのほうは月800円負担があります。GPSにつきましては、1割負担になります。

Q 全て同一の機械で、いくらのものなのか、あるいは違う機械を選択するのかどうかについていうことを教えてください。

A あんしん見守り事業と、GPSは別々になりまして、GPSのほうが、初回料金が935円かかりまして、その内訳としまして初期費用770円、月額が165円かかる形になります。

Q そういったサービスを市のほうで用意するっていうことを、市民の方はなかなか知る機会というのは少ないと思うんですね。使いたって方も少ないと思うんですが、この今利用されてる数字っていうのは、これは適正なのでしょうか。それとももう少し広めていく予定、あるいは広める方法ですね、それがありましたら教えてください。

A こちらは、基本的に包括支援センターの職員に相談等がありまして、そちらの職員から紹介して広めてもらう方法と、あと民生委員会後の場所等で、こういう事業がありますという一覧表をお配りして周知させていただいています。

Q その上なんですが、敬老会事業、概要として、100歳に達する高齢者に対して祝い金、それから88歳に対して記念品ということですが、決算書を見ても一括りで、敬老記念品75万7,720円とあるんですが、100歳と88歳の違いというか、その内訳を具体的に確認させてください。

A 100歳と88歳につきましては、県のほうから、お祝いの賞状が届きます。市のほうから、1人に対して、2万円のお祝い金を支給しております。敬老会のほうの内訳ですが、イベントを開催した地区が44地区ありまして、1,045名の出席です。配布のみした地区の人数としまして47地区、2,835名の方に配布をしております。

Q 100歳になられる方に対しては2万円。ありがたい制度で、この間2万円送られてきたんですが、事前にこれを受け取るか受け取らないかっていうようなことは確認しないんですね。

A その確認はしていない状況です。

Q その当事者は施設に入って、何も分からないんですよ。だから我々からして、花を送ったらいいのかな。どうやってお祝いしようかなということで逆に悩んでしまうんですよ。辞退してもよかったかなっていうふうに思ったんです。辞退したっていう方はいらっしゃらないですか。

A 今回辞退された方はいらっしゃいません。

Q 41ページの在宅福祉の在宅高齢者タクシー利用券助成です。これ毎年対象者がいて発行部数が余り伸びていないみたいですが、年齢でみんなもらえる権利が発生するんですよ、所得とかじゃなくて。何が言いたいかというと、本当に必要な人から見れば、申し訳ないけど1万2,000円じゃ少ないなって。病院通うとすぐ終わっちゃうよと。逆に元気な人はいないよと。こういう福祉的な措置だと、やっぱり真に必要な人に分けるような制度になったほうがいいのかなと思うんですけれども。この支給の仕方、あるいは予算に対して執行率が悪いから金額をもっと上げてもいいんじゃないかなってことを7年度は検討しなかったんでしょうか。

A 議員おっしゃるとおり、この利用者がかなり限定されてきているのかなと。ほぼ同じ数字ですので、利用者の数が80歳以上ということではありますが、割と元気のいい高齢者がいて、自分の車で移動したりして、利用しない人っていうのが少し多いかなと思っております。対象者につきましては、高齢者の人口も減り始めてますので、人数は若干ですが少なくなっております。本当に必要な人かどうかというところの対象が、限定するにも平等性も図りまして、年齢的に配らせていただくという形で、できましたら今後の課題で、そのような体制がとれるかどうかを検討していきたいと思います。

Q 所管が違ってもいいかもしれませんが、運転免許の返納者とかいますね。そうした人にこういうのが重点的になるといいかなと。移動の手段がないもので。その点からも、なかなか免許返納というのは躊躇があるんですけれども、やっぱこうこういったところが充実

することを総合的なメニューで考えていただけると、支給の効果があるかなと思ったものですから。7年度の検討はしなかったというケースの質問でしかないんですけども。以上で終わらせてください。

Q 41 ページの同じ高齢者のタクシー券についてなんですけど、タクシーと助成金の交付率が68.5%で、利用率62.3%となってるんですけど、こちらのそれぞれの分母は分かりますかね。

A 対象者は3,663件で、発行数が2,509件です。

Q 発行数は分かったんですけど、利用率の62.3%っていうのは、発行数イコールということですか。

A 発行数になります。発行数に対しての利用した人が62.3%です。

Q そうしたときに、交通手段が乏しい、そうでない地域によって、これが違うものなのか。地域別の検証というのは、今は全くないということなんでしょうかね。

A 地域別での集計はとっておりません。

Q そうすると例えば、交付を利用しない人の理由と、あとは発行したけれどもそれを利用しなかった人とか、その理由とかは、今まで聞いたことがあったんでしょうか。

A 先ほどちょっとお話ししたんですが、例えば車の免許証を持っていて自分で全然運転できる人で、申請はしませんというようなパターンになります。

Q それは、そういう理由があるだろうというのは想像してるんですけど、実際それが本当にそうなのかっていうのと、あとは発行して手元にあるけれども使わなかった方が約40%いるわけですね。それは、理由は何なんだろうと思って。やっぱりそういうところもある程度検証していかないと、先ほど三田議員が言われたような、本当に必要な人とそうじゃない人っていうのがかなり明確になってくるんじゃないかなと思ったんですけど。

A 実際に、申請はして手元にあるけど、実際、もらえるもんだから持っていようっていう人が多いと思います。実際そういう声もお伺いしております。

Q 実際はつきり理由は分からないってことですかね。ほぼ想像の域みたいなことですよ。

A 聞いた話になるんですけど、申請しまして、タクシーの利用券をもらいます。ただくれるものだから、もらっときます。だけど、実際は使いませんっていう方が、いらっしゃるということは把握しております。

Q 言ってることは分かるんですけど、そうじゃなくて、実際に検証しないっていうこ

とだと思っんですけどね。

Q 今の件でさらにお尋ねします。2,509 人の方に発行したという形ですけども、実際これかけることの 1 万 2,000 円という金額になってるのかなというふうに推測するわけですけど、実際使われるのは、1 枚 1 枚番号がそれぞれ打ってあるものが集計されていると思うんですが、市のほうで。消化率は、どうなんでしょうか。全て 1 万 2,000 円使っている方もいらっしゃるでしょうし、1 万円だけ使って手元に残ってそれを破棄されたという方もいらっしゃると思うんですね。その辺ちょっと教えてください。

A 大変申し訳ありませんが、そこまでの分析ができていない状況です。

Q 今やりとりする中で、ちょっとはつきりさせたほうが私も分かりやすいんですが、福祉センターという言葉が出てきます。それは行政とは別ですか。

A 地域包括支援センターでしょうか。それでしたら行政が委託している先となります。

Q 43 ページの生活支援体制整備事業ということで、包括支援センターという言葉が出てます。ちょっと左に行くと、左の 42 ページに、包括的支援事業、ここに地域包括支援センターというのが出てきます。この区別がちょっと分からないのと、それから、時間の関係もあるから、さらにお尋ねします。地域包括支援センターっていうのはどんな組織かと。「伊豆市の健康・福祉」に毎年でてるんだけど、センターが 4 地区にあって 14 人。総合相談体制の充実の中に、相談状況というのがずっと載っています。令和 7 年度約 2 万 4,500 件ありましたと。そうすると 1 人にすると約 1,700 件。1 年間にどういう相談するのかちょっと見えないもので。

A まず包括支援事業ですが、こちら、地域包括支援センターといいまして、旧 4 町単位に修善寺、天城、中伊豆、土肥に包括支援センターを委託しております。42 ページの包括支援センター事業のことにしましてはこちら、センターを運営するための委託料、主なものが人件費になっております。その中には、例えば修善寺地区だと 5 人、センターをやるためには、主任ケアマネとか社会福祉士、保健師が必要になってきまして、修善寺地区 5 人で、中伊豆が 4 人、天城が 2 人で、土肥が 4 人という体制で実施しておりました。その中で日々相談、高齢者の相談はここにするっていう形になりますので、2 万 7,026 件の相談件数があつたという形になります。続いて 43 ページの生活支援体制整備事業になりますが、こちらのものにつきましては、社会ニーズをこの事業所等が掘り起こしてどんなことをやったらいいとか、そういうコーディネート的な役割、社会資源の調査とか、地域課題の発掘、そういうことをやる部分の委託となります。

Q 包括的支援事業の 42 ページと、結局イコール、ここ同じ人がやってるんですよね。こ

ちらは委託しますよっていう 42 ページのは。委託先が違うということですか。信愛会とかあやめ会とか、ここに書かれてるんだけど、それとこっちの地域包括支援センターですよね、保健師さんなんかがいらっしゃる別組織ですか。

A 基本的には同じようなところはあるんですが、43 ページのほうでは、例えば社会福祉協議会が入っていただいて、伊豆市全体の第 1 層というのがあって、伊豆市全体を見てもらうものとか、プラスアルファの事業を行ってる部分の委託になります。ですので、42 ページのほうのものと事業所は一緒だったりするのですが、事業とそもそもの運営の体制と委託で分かれている状況でございます。

Q 最初の質問の中で、1 人で 1,700 件という話をしました。ぴんときない。365 日 1 人 1 件だとしたって、3 年分ですよ。3 年分ってどういう状況なのか。ちょっと教えてください。すごく大事なことをやられると思うんですけどね。

A あくまでもこれは延べ件数になりますので、本当に毎日毎日数件の相談が来てますので、このぐらいの数字にはなってきます。

Q 福祉相談センターというのはいくつかこの話の中で出てきたんです。だから、すいません。福祉相談センターというの、センター長どなたですか。今の組織と同じなのかどうかちょっとわかんないものでお願いします。

A 福祉相談センターは、社会福祉課の一部になりまして、若い世代からお年寄りもみんなそこに相談していいということになります。社会福祉課になります。

Q 4 番目の高齢者生きがい対策事業ということで 41 ページですね。生きがい対策事業なんです、事業の内容として、電気料っていうことで電気代が 40 万ということなんです。単純に水道は使ってないんでしょうか。電気だけですか。

A この施設ですが、白岩の湯のすぐ隣にありまして、水道の部分については、共有になっているかと思います。

Q お尋ねしたい趣旨はそこにあったわけじゃなくて、この生きがい対策っていうことは、この生き生き工芸センター、これ一本で生きがい対策事業になってるんですが、事業の成果ということで記載されているように、生きがいや社会的孤立感の解消につながったっていうこと。これ陶芸を何人の方がやって、何人の方が生きがいに繋がったのか教えてください。

A 工芸センターの利用者の内訳ですが、分けはできていないんですが、令和 7 年度で 1,449 名の方がご利用になっております。延べ人数です。

Q そうしますと、月ベースでいくと 100 名くらいの方が、工芸をしていらっしゃるって

形ですか。月 1 回なのか、週 1 回なのか、それだけの利用がされてるっていうふうに理解してよろしいわけですね。

A 議員おっしゃるとおりです。竹細工とか木工とか、そのほかにもあるんですが、その内訳はなくて申し訳ありません。

Q 私はこの生きがい対策事業ということについて、もっといろんな対策事業でやってらっしゃるんじゃないかなというふうに理解してたんですね。直接市が携わっているものっていうのは電気料だけなのかもしれませんが、間接的にここを支援しているとか、そういう事業はあると思うんですね。市としてもうちちょっと今後直接的にやっていく事業というのはあるのかないのかだけ教えてください。

A 生き生き工芸センター自体が、旧中伊豆町だけで実施していた事業になりまして、今後については、要検討になるかと思います。

A この生きがい対策事業については、資料のつくり上、生き生き工芸センターを決算上載せるということで、入れてあるんですが、生きがい対策としては例えば、介護のほうの地域支援事業で、居場所づくりだとか、そういったもので、生きがいとか、楽しみといったものとか、うちの部ではないんですけど、生涯学習でいろんなこともやってもらっているんで、そういったものを総合的に考えて生きがい対策というふうに考えております。

Q そうするとこちら福祉のほうでやはりこの電気っていうことだけで、引き続くということに理解してよろしいですね。あと、これがなくなる可能性もあるんでしょうか。

A 現時点では利用人数がありますので、継続はしていくつもりでおります。

Q 決算成果説明資料の 62 ページ、地域医療対策事業で、(2) の市内公的病院補助金ですが、大きな金額が出てるわけですが、7 年度末、両病院の経営の実態はどのように把握されてますか。

A 伊豆赤十字病院にしても中伊豆温泉病院にしても、こちらのほうに実績報告がありますので、経営面から見ますと、安定して運営ができております。

Q 市の補助金でやっとぎりぎりの線だっているふうに承知してるんですけども、それでは次に、(3) で小児科の時間外の補助金が出てます。早朝 42 名、夜間で 1,184 人の診察があるようですが、これについての評価というか効果はいかがでしょうか。

A 小児科がちょっと少なくなってるっていうところで心配はしております。早朝の診療につきましても、途中から医師不足という形で、実施ができていない状況にあります。夜間については伊豆赤十字病院が開院していると分かる方が行かれますので、例年並み

の利用になっております。

Q それでは子育て世代の皆さんからは、感謝されてるという評価でよろしいですか。

A 以前の所管事務調査のほうでもお話しさせていただいたんですが、小児科のこの診療については、結構市内の方も使っておるということで、非常に今重要だなということで継続をしていきたいと思ってます。そして、この事業も赤字を補填するような制度設計になってますので、そういった形で今後も継続していければなというふうに考えております。先ほど病院も、報酬改定があつてなかなか苦しかったということがあったっていうことは聞いてます。そしてまた新たな報酬改定でどうなってるかというところは、今後も注意しながら病院と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

【子育て支援課】

Q 説明資料の 52 ページ、児童福祉費のこども医療費助成なんですけど、前年に比べて 1,000 万円ほど減少してるんですけど、これってどういう理由でしょうか。子どもの減少だけじゃないと思うんですけど、分かってますか。

A これという理由のはっきり分かってないんですけども、中島病院さんの小児科がなくなったり、入院や通院される子どもが令和 6 年度に比べ減少したりした等、あと少子化ということもあると思うんですけども、いろいろなそういう複合的なことで金額のほう下がっていると考えております。

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。